

○厚生労働省告示第三十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十五年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第1の1中「平成16年4月2日閣議決定」の下に「。平成20年4月及び平成21年9月一部変更」を加え、「講じる」を「講ずる」に改める。

第5の1に後段として次のように加える。

また、福祉関係事業者が第三者からの提供（法第23条第1項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第2条第2号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第7の3の規定（法第23条第2項及び第3項）参照）、利用目的、開示手続及び問合せ・苦情の受付窓口を公表していること等）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人

情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報 が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

第6条第2項「事業の」の「規模及び」を「及び個人データ」及び「並びに個人データ」と改め、同条第1項第2号の「並びに」を「及び」と改める。

特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次に掲げる措置を講ずることが望ましい。

- ① 責任の所在の明確化のための措置
- ② 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備
- ③ 漏えい等に早期に対処するための体制の整備
- ④ 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
- ⑤ 入館（室）者による不正な行為を防ぐための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施
- ⑥ 盗難等の防止のための措置

⑦ 情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

⑧ 不要なデータの廃棄の徹底等、個人データの適切な管理

また、福祉関係事業者は、安全管理措置に関する取組を一層推進するため、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証するほか、必要に応じて福祉サービスの第三者評価など外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい。

「講じる」や「講ずる」に該当する「・ 指定共同生活介護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第154条）」や「・ 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第213条）」や「・ 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第213条）」や「・ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス等基準第213条）」や「・ 地域子育て支援拠点の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第213条の12）」や「・ 地域子育て支援拠点事業に従事する者事業に従事する者（児童福祉法第34条の11第2項）」や「・ 生活困窮者自立相談支援事業の事務の」や「・ 生活困窮者就労準備支援事業等の事務（児童福祉法第34条の11第2項）」

全部又は一部の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者（生活困窮



委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める及び直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

福祉関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

紙に「第46条第1項」及び「第46条第1項」に記載。